

日本医学教育学会45周年記念 公開シンポジウム  
日時:平成25年7月28日(日)  
場所:千葉大学

# 医学・歯学・薬学教育の質保証



## 高等教育局医学教育課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 本日の内容

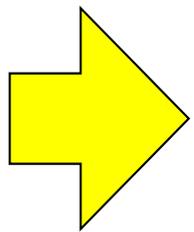
1. 医学・歯学教育の現状 . . . . . P. 2
2. 日本における評価制度 . . . . . P, 7
3. 医学・歯学・薬学教育の分野別評価 . . . . . P, 13

# 1. 医学・歯学教育の現状

---

# 医学教育改善・充実の方向性

- 地域で求められる医療人材の養成（総合的な診療能力の養成、院外実習など地域と連携した医学教育）
- 基本的な診療能力の確実な習得とそれらの評価
- 各大学の設立の理念や特色に応じた診療参加型臨床実習の充実
- 国際的な質保証の要請への対応
- 研究医養成のための教育プログラムの充実



全国医学部長病院長会議「医師養成の検証と改革実現のためのグランドデザイン」に示された課題、提言の方向性とも共通

# 医師養成の改善・充実の方向性

## 課題

(H23.12全国医学部長病院長会議グランドデザインより)

## 文部科学省等における取組

## 効果・達成目標

卒業前の課題

1. 入学者選抜
  - ・各大学のミッションの再設定、アドミッションポリシー等の公表
  - ・地域枠の効果の検証 等
2. 臨床実習前教育
  - ・人間教育、リサーチマインド形成等のための教育充実
  - ・共用試験合格者を「資格」として認定 等
3. 臨床実習
  - ・診療参加型臨床実習の充実、Advanced OSCEの導入
  - ・地域基盤型教育の導入による多様な疾患等の学習等
4. 医師国家試験の改革
  - ・知識偏重試験のため、6年次後半が予備校化 等

- ①国立大学医学部のミッションの再定義(H24年度)
- ②地域枠出身医師等の進路調査(全国地域医療教育協議会にて検討中)への協力
- ③医学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂(H23.3)
- ④全国医学部長病院長会議における「スチューデントドクター制」の検討
- ⑤「診療参加型臨床実習の充実に向けての提言」をとりまとめ(H24.3 先導的大学改革推進委託事業)
- ⑥「グローバルな医学教育認証に対応した診療参加型臨床実習の充実」事業(H24年度～)

- ・優れた入学者の確保
- ・社会の期待に応える優れた医師の養成
- ・真の診療参加型臨床実習の実施(時間数、内容とも)
- ・大学自らの能力評価を通じた医師国家試験の合理化

卒業後の課題

5. 初期臨床研修
  - ・卒前教育と卒後研修の到達目標の精査
  - ・医学研究者(特に基礎)を養成する視点の欠如 等
6. 高度専門医療人の養成
  - ・大学をローテートするプログラムの構築 等
7. 医学研究の振興と大学院の充実
  - ・MD研究者養成プログラムの構築、指導体制の確立等

- ⑦「大学病院間の相互連携による優れた専門医の養成」事業(H20～24年度)
- ⑧「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」事業(H24年度～)
- ⑨「医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成」事業(H24年度～)

- ・卒前実習の充実による基本診療能力向上に基づく初期臨床研修の合理化
- ・高度医療を担う専門医療人の養成
- ・イノベーション創出を担う基礎研究医、臨床研究医の養成

卒業前・後にまたがる課題

8. 生涯教育
  - ・学部教育、卒後を一貫した医師養成プログラムの提供
9. 総合診療及び救急医療の教育充実
  - ・総合診療部門の充実
  - ・救急医療、産科、小児科等の活力向上 等
10. 医学教育の分野別認証
  - ・卒前医学教育に特化した評価システムの構築 等
11. キャリア・ディベロップメント等
  - ・キャリア教育の構築、医師全体の過重労働の軽減 等
12. 教育環境の整備
  - ・定員増に見合う教員と設備の充実 等
13. 医師の地域偏在と診療科偏在の解消
  - ・増員した定員の維持
  - ・地域単位で医師の養成を図る仕組みの構築 等

- ⑩「未来医療研究人材養成拠点形成事業」(H25年度～)
  - 【テーマA】メディカル・イノベーション推進人材の養成
  - 【テーマB】リサーチマインドを持った総合診療医の養成
- ⑪「周産期医療に関わる専門的スタッフの養成」事業(H21年度～)
- ⑫「医学・歯学教育の認証制度の実施」事業(H24年度～)
- ⑬医学部入学定員の増員(H20年度～)
- ⑭定員増に伴う教育環境の整備に対する支援(H20～)
- ⑮「大学病院における医療支援人材確保事業」(医師事務作業補助者、地域・へき地医療支援人材の雇用等)(H21年度～)
- ⑯「チーム医療推進のための大学病院職員の人材養成システムの構築」事業(H23年度～)

- ・大学と地域医療機関等の連携による優れた総合診療医等の養成
- ・世界基準の医学教育評価システムの構築
- ・地域の医療ニーズに対応した人材養成による、医師の地域偏在、診療科偏在の解消への貢献
- ・チーム医療・役割分担の推進や女性医師の活躍支援等による医師全体の過重労働の軽減

# 歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議 第1次報告（H21.1）概要

## 改善方策

### 1. 歯科医師として必要な臨床能力の確保

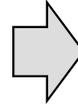
- 到達目標の設定や成績評価の実施が不十分
- 患者の協力困難、国家試験対策のため診療参加型臨床実習の時間数が減少



- 診療参加型臨床実習の単位数の明記、卒業時到達目標や必要臨床実習項目の明確化
- 臨床実習終了時の各大学でのOSCE(客観的臨床能力試験)の実施
- 学外機関を活用した臨床実習の促進

### 2. 優れた歯科医師を養成する体系的な歯学教育の実施

- 各大学の教育の特色が希薄化
- 共用試験を境に座学と臨床実習が分離



- 各大学の体系的な教育課程の編成の徹底、成績評価・進級判定の厳格な実施
- 歯学教育モデル・コア・カリキュラムの見直し
- **歯学教育の質を保証する第三者評価の導入**

### 3. 歯科医師の社会的需要を見据えた優れた入学者の確保

- 入試の選抜機能が低下する大学
- 歯科医師過剰が職業としての魅力低下に影響



- 入学者受入方針の明示、入試関連情報の公開
- 面接の充実、高校との連携等、学生の適性等を見極める各大学の入試の工夫
- 優れた入学者確保が困難な大学、国家試験合格率の低い大学等の入学定員見直し

### 4. 未来の歯科医療を拓く研究者の養成

- 基礎と臨床が融合された研究等が必要
- 学部段階から研究マインドの育成が必要



- 学部教育の中で研究に携わる機会の拡充
- 歯学系大学院の目的や教育内容を、臨床歯科医、研究者の養成目的に応じて明確化
- 国際的に優れた若手研究者養成のため、大学の枠を超え連携した拠点形成

## 今後の検討

- この提言を踏まえた各大学の取組状況をフォローアップ
- 文部科学省は各大学の改善計画を把握し、必要な改善を推進
- 文部科学省・厚生労働省が連携し、卒前・卒後教育を一体的に捉えた検討

# 歯学教育の質向上のための施策の方向性

平成24年12月11日  
歯学教育の改善・充実に関する  
調査研究協力者会議まとめ

## 改革目標

## 歯学教育の質向上のために実施すべき取組

## 成果・効果

### 1. 歯学教育の質向上

#### ① 歯学教育の改善・充実に関するフォローアップ調査を実施

- ・「歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議第1次報告」を踏まえたフォローアップ調査（ヒアリング、実地調査）を実施（H22年度～）
- ・改善事項を指摘し、改善計画書の提出により改善を促進。改善計画の進捗状況について継続的に調査（H23年度～）

#### ② 診療参加型臨床実習の充実を推進

- ・文部科学省先導的・大学改革推進委託事業により明示（H24.3）した診療参加型臨床実習の方略と評価を踏まえた各大学の取組状況についてフォローアップ調査を実施（H25年度～）
- ・診療参加型臨床実習の定義に関する各大学の共通認識の形成（H24～定義の整理と周知）
- ・文部科学省主催「歯学教育指導者のためのワークショップ」開催（毎年度）

#### ③ 臨床実習相互評価の試行

- ・国立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議において評価基準等を作成し、国公立大学で先行実施（H24年度～）

#### ④ 多様な歯科医療ニーズに対応した歯科医師養成

- ・新たな歯科医療ニーズ（がん患者等への口腔ケア、スポーツ歯学、歯科法医学、チーム医療など）に対応した歯科医師の養成
- ・大学改革推進等補助金「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」（H24～H28年度予定）
- ・法医学（歯科法医学を含む）に係る教育研究拠点の整備について検討（H24年度～）

#### ⑤ 臨床実習開始前の「共用試験」の充実

- ・臨床実習開始前の「共用試験（CBT、OSCE）の合格ラインの最低基準（現在は各大学の判断）を設定（又は各学部ごとの合否基準を公表）することについて検討

#### ⑥ 各大学の教育活動等に関する情報を文部科学省HPで公表

- ・文部科学省の調査や上記①②のフォローアップ調査等で収集した教育活動等の情報を文部科学省ホームページで公表（H24年度～）

#### ⑦ 歯学教育認証評価の試行

- ・大学改革推進等補助金「基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成」事業により、歯学教育認証制度の基盤を構築（H24～H28年度予定）

質の高い優れた  
歯科医師の養成

社会的評価を踏  
まえた各大学の  
自主的な改革を  
促進

一定水準以上  
の教育の質を保  
証

### 2. 各大学歯学部 の教育活動等の公表

### 3. 歯学教育認証 評価の基盤構築

## 2. 日本における評価制度

---

# 日本における評価制度①

## 1. 学校教育法第109条等に基づく評価

### (1) 自己点検・評価

- ・大学は、教育・研究、組織・運営、施設・設備の状況について、自ら点検・評価を行い、結果を公表する。

### (2) 認証評価(機関別認証評価)

- ・大学は、教育研究等の総合的な状況について、7年以内ごとに、認証評価機関による認証評価を受ける。

### (3) 専門職大学院認証評価(専門分野別認証評価)

- ・専門職大学院の教育課程、教員組織その他の教育研究活動の状況について、5年以内ごとに、認証評価機関による認証評価を受ける。

## 2. 国立大学法人法第35条等に基づく国立大学法人評価

### (1) 各年度終了時の評価

- ・各法人の中期計画の達成に向けた進捗状況の総合的な評価

### (2) 中期目標期間の業務実績評価

- ・各法人の中期目標の達成状況の総合的な評価

## 3. その他の評価

### (1) 技術者教育プログラムの認定(工学、理学、農学)

- ・(社)日本技術者教育認定機構(JABEE)が実施
- ・学界と産業界との連携により、統一的基準に基づいて、大学等が行う技術者を育成する専門教育プログラムの認定を行う。

### (2) 薬学教育プログラムの評価

- ・一般社団法人薬学教育評価機構が実施
- ・薬学教育機関の教育の質を保証するために、6年制薬学教育プログラムの評価を行う(7年に1度)。  
(23年度にトライアル評価実施、24年度から本評価開始)

# 専修学校における学校評価ガイドライン（概要）

- 平成19年：学校教育法の改正（自己評価の実施・公表が義務化、学校関係者評価の実施・公表が努力義務化）
- 平成23年1月：中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申  
※質の改善・充実を図るため専修学校における学校評価ガイドラインの策定を提言。
- 平成24年度5月～2月：専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議における審議

## ◎ 専修学校における学校評価ガイドラインの主なポイント

### 〈目的〉

- 学校評価を通じた組織的・継続的な教育活動等の改善。
- 生徒・卒業生、関係業界等の地域のステークホルダーとの連携協力による特色ある専修学校づくり推進。

### 〈定義〉

**自己評価** : 各学校の教職員が、当該学校の理念・目標に照らして自らの教育活動について行う評価

**学校関係者評価** : 生徒・卒業生、関係業界、専修学校団体・関係団体、中学校・高等学校、保護者・地域住民、所轄庁等の学校関係者により構成された評価委員会等が自己評価の結果を基本として行う評価

**第三者評価** : 学校から独立した第三者による評価基準等に基づき、専門的・客観的立場から行う評価

### 〈外部アンケート等の活用〉

- 生徒・卒業生、企業等を対象に行うアンケート等を学校評価の資料等として活用。  
※学校関係者評価そのものとは異なることに留意。

### 〈評価項目・指標等を検討する際の視点となる例〉

#### ○教育理念・目的・育成人材像

- ・学校における職業教育の特色は何か、社会のニーズを踏まえた学校の将来構想を抱いているか 等

#### ○教育活動

- ・関連分野の企業等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか
- ・関連分野における実践的な職業教育（産学官連携によるインターンシップ、実習等）が体系的に位置づけられているか
- ・関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための教職員の研修等が行われているか 等

#### ○生徒・学生支援

- ・進路・就職に関する支援体制は整備されているか
- ・関連分野における業界との連携による卒業後の再教育プログラム等を行っているか 等

# 日本における評価機関

評価制度	区分	認証評価機関名
機関別認証評価	大学	(財)大学基準協会 (独)大学評価・学位授与機構 (財)日本高等教育評価機構
	短期大学	(財)短期大学基準協会 (財)大学基準協会 (財)日本高等教育評価機構
	高等専門学校	(独)大学評価・学位授与機構
専門分野別認証評価	法科大学院	(財)日弁連法務研究財団 (独)大学評価・学位授与機構 (財)大学基準協会
	経営分野	NPO法人ABEST21 (財)大学基準協会
	会計分野	NPO法人国際会計教育協会
	助産分野	NPO法人日本助産評価機構
	臨床心理分野	(財)日本臨床心理士資格認定協会
	公共政策分野	(財)大学基準協会
	教職大学院、学校教育	(財)教員養成評価機構
	情報、創造技術、組込技術、原子力分野	(社)日本技術者教育認定機構
	ファッション・ビジネス分野	(財)日本高等教育評価機構
	公衆衛生分野	(財)大学基準協会
	知的財産分野	NPO法人ABEST21 (財)大学基準協会
	ビューティビジネス分野	(社)ビューティビジネス評価機構
環境・造園分野	(社)日本造園学会	

※認証評価機関になろうとする者からの申請に基づき、文部科学大臣が認証基準(省令)に適合すると認める場合に、中央教育審議会に諮問したうえで認証。

# 医学・歯学の分野別評価に関する提言等

## ○「今後の医学部入学定員の在り方等に関する検討会」論点整理(H23. 12)

- ・我が国においては、大学教育全般に係る認証評価制度はあるものの、医学教育に特化した評価制度はない。
- ・国際水準の教育を実施していることを証明するためにも、日本の医学部がWFME グローバルスタンダードに基づくプログラム評価を受ける場合の環境整備の促進や、国内において医学教育に特化した評価の実施を検討していくことも望まれる。

## ○「歯学教育の改善・充実にに関する調査研究協力者会議」第1次報告(H21. 1. 30)

- ・知識、技能、態度ともに優れた歯科医師を養成する歯学教育の質を保証するための第三者評価の仕組みの導入について検討する。

### 3. 医学・歯学・薬学教育の分野別評価

---

# 大学改革推進等補助金「医学・歯学教育認証制度等の実施」事業

## 事業の目的

日本の医学部・歯学部が国際標準の教育を実施していることを証明するとともに、国際標準を超えるグローバルかつ優れた医師・歯科医師を養成するため、日本における国際標準の医学・歯学教育認証制度等の基盤を構築することを目的として実施(H24～28予定)。

## 選定大学

分野	大学名	連携大学	プログラム名称
医学	東京医科 歯科大学	千葉大学 東京大学 新潟大学 東京慈恵会医科大学 東京女子医科大学	国際基準に対応した医学教育認証制度 の確立
歯学	東京医科 歯科大学	新潟大学 九州歯科大学 東京歯科大学 大阪歯科大学	歯学教育認証制度等の実施に関する 調査研究

# 医学教育①【国際的な質保証への対応 米国ECFMGからの通告】

今後、世界で活躍できる医師養成のためには、我が国の医学教育が、国際標準を満たしているという評価を受ける必要が出ている。

## ◆米国ECFMGからの通告

2023 (H35)年より、米国の医師国家試験については、アメリカ医科大学協会(AAMC)、または世界医学教育連盟(WFME:WHOの下部組織)の基準により認証を受けた医学部卒業生以外の受験を認めない旨を高等教育評価機構など日本の複数の認証評価機関に通知(2010年9月)。

### ※ ECFMG(Educational Commission for Foreign Medical Graduates)

米国外の医学部卒業生に対して、米国医師国家試験(USMLE STEP1,STEP2)の受験資格を審査するNGO団体

### ※ WFME global standard

WFMEはWHO関連機関である医学教育NGO。  
2003年に医科大学評価基準としてグローバルスタンダードを策定。

○受験者数の推移

YEAR	Japanese Citizens*	Graduates of Japanese Medical Schools
2000	30	31
2001	37	37
2002	33	30
2003	68	65
2004	36	35
2005	81	83
2006	78	76
2007	66	67
2008	55	56
2009	72	68
2010	69	63

◆グローバルスタンダードで認証された日本の医学部はない。かつ日本では医学の分野別評価はまだ導入されていない。

◆認証制度発足に向けて、全国医学部病院長会議がH23.9に「医学部・医科大学の教育評価に関する検討会」を設置

## 制度発足の目標

- 国際標準の医学教育分野別評価を本邦に導入
- 分野別評価は公正で、WFME等の基準に合致し、国際的認証機関に認知されること。

## 国際認証に必要な要件

- 公式な認証評価団体の設立
  - 政府and/or全医学部に認知されること
  - … 日本医学教育認証評価評議会  
(JACME: Japan Accreditation Council for Medical Education)
- 国際基準に基づく評価基準の策定
  - … WFME等の国際基準に準拠していること

## 24年度の主な取組状況（医学）

H24.7

世界医学教育連盟(WFME)グローバルスタンダード準拠  
医学教育分野別評価基準日本版作成(日本医学教育学会)

H24.10.29～11.2

東京女子医科大学グローバルスタンダードによる国際外部評価

H24.11.29

第1回医学教育の質保証検討委員会開催(全国医学部長病院長会議)

- ①認証GP進捗状況報告
- ②東京女子医大外部評価報告
- ③台湾、韓国認証制度報告
- ④今後の方針、日本医学教育認証評議会(JACME)設立について

H25.2.22

公開シンポジウム「国際基準に対応した医学教育認証制度の確立」開催

## 25年度以降の取組（医学）

○WFME等の基準に合致し、国際的認証機関に認知されるべく

FAIMER( Foundation for Advancement of International Medical Education and Research)、WFME(World Federation for Medical Education)等の海外関連団体との調整



国際標準を満たした日本の医学教育分野別評価を導入

○2023（H35）年のECFMG新制度に対応すべく

H25年度～

文科省大学改革推進等補助金事業の連携校によるトライアル評価を実施

H26年度～

順次実施（2023年までを目標）

## 24年度の主な取組状況（歯学）

H24.8～

歯学教育認証評価検討WG幹事会開催

H24.10～

歯学教育認証評価検討WG開催

H24.10～

諸外国での認証基準と認証評価の視察・調査

H24.12

評価項目検討のためのWS開催（認証評価検討WG委員）

H25.3.5

歯学教育認証評価検討WGシンポジウム

「日本の歯学教育認証評価のあり方について」開催

## 25年度の実施（歯学）

- 認証評価基準のブラッシュアップ
- 認証評価実施組織の設置に向けた検討
- 文科省大学改革推進等補助金事業の連携校によるトライアル評価を実施

# 薬学教育①【薬学教育評価（第三者評価）について】

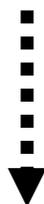
薬学教育については、薬学教育の関係者や職能団体、企業の関係者のみならず、薬学関係以外の者の参画も得つつ、早急に第三者評価を実施するための体制が整備される必要があり、・・・（平成16年2月18日 中央教育審議会答申）

平成16年2月



一般社団法人薬学教育評価機構設立

平成20年12月



トライアル評価 3校

平成23年度

本評価開始

平成24年度～

平成24年度は3校。平成25年度以降、73大学が7年に一度評価を受けられるよう、1年当たり10校程度ずつ実施。